

大阪刀根山医療センター 看護師特定行為について

1. 看護師特定行為について

特定行為とは、専門的な研修を修了した看護師が医師の指示を受けて実施する特定の診療補助行為です。研修を修了した看護師が、患者さんの状態を見極め、タイムリーかつ迅速なケアの提供とチーム医療の促進を図ります。

当院では、厚生労働省「特定行為に関わる看護師の研修制度」により養成されて看護師（特定認定看護師）が、医師からあらかじめ作成された手順書（指示）に従い、認められた特定の診療の補助を実施することがあります。

2. 特定行為の実施

当院では、認定看護師が特定行為を実施しています。認定看護師の特定行為に関するご意見やご質問がありましたら、医師や看護師などに直接お尋ねください。ご理解とご協力をお願いいたします。

3. 当院で実施可能な特定行為

特定行為区分の名称	特定行為
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
	創傷に対する陰圧閉鎖療法
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与
	抗精神病薬の臨時の投与
	抗不安薬の臨時の投与

4. 特定行為実施に対する同意について

特定行為実施へのご協力に関しましては、この記載（文面）による包括同意をもって、ご了承いただいたものと判断させていただきます。ご同意いただけない場合は、主治医や看護師又は、医療サービス相談窓口までお申し出ください。また、ご同意いただけない場合であっても、治療および看護上の不利益を被ることは一切ありませんのでご安心ください。

特定行為研修を修了した 看護師が活動しています

当院では、厚生労働省「特定行為に関わる看護師の研修制度」により養成された特定認定看護師が医師からあらかじめ作成された手順書（指示）に従い、認められた特定行為を行っています。

当院で実施している特定行為

- ・ 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- ・ 脱水症状に対する輸液の補正
- ・ 褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- ・ 創傷に対する陰圧閉鎖療法
- ・ 抗精神病薬の臨時の投与
- ・ 抗不安薬の臨時の投与
- ・ 抗けいれん剤の臨時の投与

「特定行為」とは

専門的な研修を終了した看護師が医師の指示を受けて実施する特定の診療補助行為です。

研修を修了した看護師が、患者さんの状態を見極め、タイムリーなケアの提供とチーム医療の促進をはかります。

